

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が 変わります

令和6年12月12日施行

○大麻取締法の要点は次のとおりです。

法改正の要点	改正前	改正後
大麻草由来の 医薬品の投与・服用	禁止 (治験は可)	解禁
大麻の所持・ 使用への罰則	所持は5年以下の懲役 (使用は規定なし)	所持・使用ともに7年以下の懲役 (麻薬取締法を適用)
大麻草栽培の免許	1種類 繊維・種子の採取	2種類に しめ縄などの大麻草製品 (第1種)、 医薬品 (第2種)

表の出典：朝日新聞を一部改変

令和6年12月12日に改正法が施行されました。大麻に関連した講話の際は、改正点についてご留意頂いた上でのご指導をお願い致します。

○今回の施行により、**大麻等の不正な施用についても麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用されることとなります。**

○大麻草栽培者の免許について「大麻草製品の原材料とする場合」を第1種、「医薬品の原料とする場合」を第2種に区分します。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が 変わります

令和6年12月12日施行

○大麻取締法の要点は次のとおりです。

法改正の要点	改正前	改正後
大麻草由来の 医薬品の投与・服用	禁止 (治験は可)	解禁
大麻の所持・ 使用への罰則	所持は5年以下の懲役 (使用は規定なし)	所持・使用ともに7年以下の懲役 (麻薬取締法を適用)
大麻草栽培の免許	1種類 繊維・種子の採取	2種類に しめ縄などの大麻草製品 (第1種)、 医薬品 (第2種)

表の出典：朝日新聞を一部改変

令和6年12月12日に改正法が施行されました。大麻に関連した講話の際は、改正点についてご留意頂いた上でのご指導をお願い致します。

○今回の施行により、**大麻等の不正な施用についても麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用されることとなります。**

○大麻草栽培者の免許について「大麻草製品の原材料とする場合」を第1種、「医薬品の原料とする場合」を第2種に区分します。